

浅香東こども園 重要事項説明書（2号・3号認定用）

保育の提供の開始にあたり、当こども園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置運営主体

名 称	社会福祉法人 堺あかり会
所 在 地	大阪府堺市中区田園951
電 話 番 号	072-239-8060
代表者氏名	理事長 西 勝司

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	浅香東こども園
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区浅香1-1-38
連 絡 先	電話番号：06-6697-5987 F A X：06-6697-5989
施 設 長	園長 川畑 壽美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 18人 2歳児 24人 3歳児 30人 4歳児 30人 5歳児 30人 144人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 89人 満1歳以上満3歳未満の児童 42人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	令和7年4月1日
事 業 所 番 号	2710051000810

3 施設の目的・運営方針

浅香東こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1)「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1,133.42 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造3階建
	延べ面積	1288.03 m ²
園 庭		529.54 m ²

- (2) 主な設備 別紙配置図のとおり

5 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

子ども一人一人を、地域やこども園で育ちあう保育をすすめています。

(3) 園庭開放

地域の親子が園庭で交流しながら遊びます。それぞれに情報交換をしたり、保育者に子育て相談をしたりすることができます。

(4) 地域交流活動

こども園の庭で遊んだりします。(地域の施設との交流もあります。)

(5) 子育て相談事業

子育ての悩みなどを受け付けています。

(心配事や疑問などありましたら、遠慮なく声をかけてください。)

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭の支援を目的に、つどいの広場事業において子育て相談や遊びの広場、親子教室、子育て講座、子育て情報の提供などを行います。

(7) 病後児保育事業(休止中)

こども園においては病後児保育として、病気回復期等にあり、集団保育が困難でかつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育できない児童をお預かりします。利用する際には事前登録と別途利用料が必要です。

(8) 一時預かり事業(一般型)

在園児以外を対象に、様々な理由を有する保護者の育児に伴う負担の軽減や待機児童等への保育サービスを目的としています。利用する際には事前登録と利用料が必要です。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	こども園運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
副園長	園長を助け、こども園運営業務の補佐をする。	1人	1人		
主幹保育教諭	こども園運営業務の一部を補佐するとともに、現場の保育教諭をまとめる。	1人	1人		
保育教諭 (保育補助含む)	園児の教育・保育等をつかさどる	37人	8人	29人	
看護師	園児・職員の健康管理・衛生指導や、アレルギー、怪我の対応	2人		2人	
栄養士	園児の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	1人	1人		委託業者
調理員（上記栄養士を含む）	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	4人	1人	3人	委託業者
事務員	一般的な事務及び備品管理・発注	1人		1人	
用務員	施設の清掃、設備や備品の修繕と整備	5人		5人	
嘱託医・嘱託歯科医	原則、年2回以上の内科健診及び健康指導、年1回以上の歯科健診及び歯科衛生指導	2人		2人	
薬剤師	清潔、換気、飲料水、プール、照明、騒音について定期検査や臨時検査を行い、衛生管理に協力する。	1人		1人	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長・副園長・主幹保育教諭・保育教諭・保育補助 看護師・薬剤師・栄養士 調理員・用務員	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）のうち、8時間以内

※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります。

(実際に教育・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から7時30分まで又は18時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります(実際に教育・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

こども園において調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1 人	1 人	0 人	委託業者

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

（3～5歳児クラスの保育料は無償となります。）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の園児の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

11 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ひつじ Baby&Kids Clinic
医 院 長 名	野村 志保
所 在 地	大阪市住吉区万代東2丁目2-22
電 話 番 号	06-6606-1243

(2) 歯科

医療機関の名称	西尾歯科医院
医 院 長 名	西尾 公一
所 在 地	堺市中区東山 722-3
電 話 番 号	072-234-8846

(3) 薬剤師

薬 剤 師 氏 名	中嶋 宣子
住 所	堺市東区日置荘西町

14 緊急時の対応

- (1) 本園は、教育・保育中に園児の身体に異変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなどの必要な措置を講ずることとします。
- (2) 本園は、教育・保育中に園児が怪我や体調不良などがあった場合は、保護者に対して説明を行うこととします。
- (3) 園児の身心に異変が確認された場合(虐待等が疑われるなど)又はその必要性があると判断した場合には、速やかに関係機関へ通告、相談するなどの対応を講じる事とします。
- (4) 本園は、特別警報・暴風警報発令・地震発生時の対応について大阪市からの通知の下、降園の要請や臨時休園などの必要な措置を講ずることとします。
- (5) 園児や同居する家族が感染症などに罹患した疑い又は、罹患した場合は、園への報告を速やかに行っていただく様、お願いします。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 川畑 壽美 ・ご利用時間 9 時 00 分 ～17 時 30 分 ・電話番号 06-6697-5987 ・F A X 06-6697-5989 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	中林忠文	電話番号 072-237-5657
	吉岡美由紀	電話番号 072-236-5624 (主任児童委員)

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	年額 285 円 (法人負担 85 円、保護者負担 200 円)

19 園児の利用状況（令和 6 年 1 2 月 1 日現在）

令和 6 年度園児数			
0 歳児	9 人	4 歳児	2 8 人
1 歳児	1 8 人	5 歳児	2 7 人
2 歳児	2 4 人		
3 歳児	2 7 人	合計	1 3 3 人
令和 5 年度園児数			
0 歳児	9 人	4 歳児	2 9 人
1 歳児	1 8 人	5 歳児	2 9 人
2 歳児	2 3 人		
3 歳児	2 7 人	合計	1 3 8 人
令和 4 年度園児数			
0 歳児	9 人	4 歳児	2 8 人
1 歳児	1 8 人	5 歳児	2 9 人
2 歳児	2 4 人		
3 歳児	3 0 人	合計	1 3 8 人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審 状況	令和3年3月受審	令和3年3月受審結果公表
自己評価の実施 状況	年2回（前期・後期）	

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は ご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

別表

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額 (令和6年度実績)
主食費	3～5歳児の主食提供に係る実費負担	月 1,300 円
副食費	3～5歳児の副食提供に係る実費負担	月 4,800 円
遠足代	3～5歳児・年3回程度	3000 円～5000 円程度
卒園アルバム代 (写真代含)	5歳児	8,000 円程度
鍵盤ハーモニカ吹き口	4歳児	500 円程度
鍵盤ハーモニカ	4歳児～・任意	6000 円程度
教材費	2歳児～・主に入園時又は進級時	年 4000 円程度
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険	年 200 円

2 時間外保育に係る利用者負担

- ・保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、保育時間の延長に対する需要に対応するとともに、乳幼児の福祉の増進を図るために実施する事業です。
- ・保護者の就労時間や通勤時間その他やむを得ない事由により、保育時間の延長が必要とみとめられる園児が開園時間内で利用できます。尚、利用料金は原則として下表の通りです。
- ・お迎えに来られた時に料金をお支払いください
- ・事前申し込みは、料金を添えて申し込んでください。

保育短時間認定児童の利用分

保育短時間	時 間	保護者負担額
開始前	7:30 ～ 8:00	300 円
開始後	16:01 ～ 17:00 まで	300 円
	16:01 ～ 18:00 まで	600 円
	16:01 ～ 18:30 まで	700 円

早朝・延長保育利用分

	時 間	保護者負担額
早 朝	7:00～7:30	300 円
延 長	18:31～19:00	300 円
	夕食代 1食 : 300 円	

- ・『早朝保育の申し込み、取り消し、時間変更』は、前日の 15 時までに
- 『延長保育の申し込み、取り消し、時間変更』は、当日の 15 時までに連絡ください。
- 上記以降に変更があった場合の料金に関しては、保護者負担となります。

※上記費用の支払いは PayPay でお支払い出来ます。

(主食費・副食費・保険代・月間絵本代はゆうちょ引き落とし)

(法改正等により変更になる場合があります。変動後は決められた金額をお納めください。)

別紙

